

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【対象施設】

施設		本件総称	精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設		
		所在地			
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティーセンター		
		所在地	精華町大字下粕小字神ノ木8番地		
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ文化、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その名称、構成施設及び位置は次のとおりとする。ただし、愛称については、むくのきセンターと称する。		
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート		
		所在地	精華町大字北稲八間小字打越		
	施設③	名称	池谷公園多目的コート		
		所在地	精華町桜が丘二丁目21番地の1		
	施設④	名称	木津川河川敷多目的広場		
所在地		精華町大字下粕小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)			
指定管理者		名称	特定非営利活動法人精華町体育協会		
		所在地	精華町光台九丁目5番地1		
評価対象期間		平成 25 年度 評価	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 3 月		
評価の方法等		<p>第一段階として、指定管理者より提出された平成25年度事業報告書を中心に、月次報告書、月1回程度開催した連絡調整会、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリングを実施した。</p> <p>第二段階として、モニタリングにより確認できた実績と、指定開始に伴い締結した基本協定及び25年度年度協定、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。</p> <p>今年度は、指定管理期間5年間の初年度であり、かつ、指定管理業務に対する日常的な苦情や大きな支障を確認していないため、指定管理者自体の是非を測る視点では実施していない。</p>			
施設所管部課名		教育委員会教育 部		生涯学習 課	

【運営状況】

項目		協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4 毎月第4水曜日、大規模 行事開催日を除く	338日	精華町立体育館・コミュニティーセンター 管理運営規則、基本協定等に基づく、適切 な開館の対応ができています。開館時間に影 響はないが、夏季及び冬季に学習室を開放 し、空き施設の有効利用に取り組んだこと が評価できる。
	開館(開放)時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4(357日)	361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等 に基づく、適切な開館の対応ができてい る。 夏季はテニスコート早朝利用を実施し、 サービスを拡充したことが評価できる。
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前6時~午後10時 (7/10~9/10限定)	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4(357日)	361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等 に基づく、適切な開放の対応ができてい る。
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4 毎月第4水曜日、大規模 行事開催日を除く	333日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等 に基づく、適切な開放の対応ができてい る。
	開館(開放)時間	午前9時~午後6時	午前9時~午後6時	

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【利用状況】

項目		協定・計画等	実施内容	実績	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	利用件数 (件)	利用件数に関する目標 設定なし。	8,126	7,797(24) 7,502 (20~24平均)	利用者数は目標値を下回ったが、利用件数とともに指定管理者制度導入以前の実績を上回った。各種教室等、自主事業の影響等によることが評価できる。ただし、利用傾向を分析し、単年度間の利用件数目標値も設定するべきである。
	利用者数 (人)	88,800 事業計画書に基づく平成23年度比2%増。	83,805	83,408(24) 79,816 (20~24平均)	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標 設定なし。	2,692	2,748(24) 2,722 (20~24平均)	利用者数は目標値を下回り、利用件数とともに指定管理者制度導入以前の実績を下回った。グラウンドでの硬式野球禁止の影響等によることが考えられる。利用増に向け取り組むとともに、目標値を見直す必要がある。
	利用者数 (人)	30,400 事業計画書に基づく平成23年度比2%増。	26,116	27,343(24) 30,961 (20~24平均)	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数 (件)	利用件数に関する目標 設定なし。	1,301	1,172(24) 1,153 (20~24平均)	利用者数は目標値を上回り、利用件数とともに指定管理者制度導入以前の実績を上回った。良好な利用環境を保つ定期点検の影響等によることが評価できる。ただし、利用傾向を分析し、単年度間の利用件数目標値も設定するべきである。
	利用者数 (人)	8,470 事業計画書に基づく平成23年度比2%増。	9,781	8,407(24) 9,093 (20~24平均)	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数 (件)	無料開放のため、目標 設定なし。	104	122(24) 185 (20~24平均)	利用者数、利用件数ともに平成24年度実績を若干下回った。無料開放施設ではあるが、利用数値の目標設定、良好な利用環境を保つための取り組みが必要である。
	利用者数 (人)	無料開放のため、目標 設定なし。	2,872	3,083(24) 3,635 (20~24平均)	

【収支状況】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等	実施内容	実績	検証結果・業務改善分析等
収入(円) ※主な項目のみ抜粋	指定管理料	42,530,000	42,530,000		年度協定に定めた指定管理料を過不足なく適切に執行できたことが評価できる。
	利用料金	13,200,000	13,214,353		平成24年度実績を上回る利用件数、利用者数獲得によることが評価できる。
	自主事業	202,800	857,900		各種教室の導入等により、目標数値を大幅に上回ったことが評価できる。
	合計 ※上記以外の項目含む	55,950,781	56,603,363		利用料金、自主事業等、自助努力を要因とする収入増であることが評価できる。
支出(円) ※主な項目のみ抜粋	人件費	26,250,165	26,224,022	28,661,000 (24) 28,407,000 (20~24平均)	施設開放時間の延長等を実施したが、人件費は予算を下回っている。サービス拡充の一方で、合理的に職員配置できていることが評価できる。
	委託料	10,465,334	8,905,900	9,763,000 (24) 10,290,000 (20~24平均)	保守点検等専門的見地を要する委託を執行する一方、新規事業を含むソフト事業では委託費を抑制することができている。安易な委託に依存しない取り組みが評価できる。
	電気代	10,798,200	12,111,925	9,980,000 (24) 10,096,000 (20~24平均)	電気代の単独値上げに伴う影響から、一定の増額はやむを得ない。利用者に対する節電の啓発と、指定管理者の経営努力を徹底するほか、今後の税率改正を踏まえた入念な試算が必要である。
	修繕料	777,000	2,198,733	1,898,000 (24) 1,072,000 (20~24平均)	大きな増額となったが、利用に支障をきたさない適切な措置を講じた結果と判断できる。ただし、経年劣化の状況や利用者ニーズの動向を踏まえた計画的な修繕の検討が必要である。
	合計 ※上記以外の項目含む	55,950,781	56,603,363	55,705,000 (24) 54,931,000 (20~24平均)	項目の多くは、サービス水準を維持した上で、経費節減を図ることができた。しかし、電気代の値上げなど、平成25年度特有の要因により、予算を大幅に上回る項目があった。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【収支状況2】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
経費節減の取り組み	事業計画書等に基づき、経営の合理化とともに、職員間のコスト意識を醸成する。サービス水準の低下を招く予算執行は行わない。	利用者に対する節電協力の要請、事務スペースの節電、委託料の節減に取り組んだ。	節電においては、指定管理者の継続的な自助努力のほか、利用者への一層の節電協力要請が必要であるが、利用者の増加による電気代の増額はやむを得ないとする。法定に基づく委託業務以外を抑制できたことは評価できる。
収支状況の総括	収入は、指定管理者独自の取り組みによる結果であることが評価できる。引き続き、工夫を凝らしたサービス提供により、収入増を目指してもらいたい。 支出は、無駄な執行実績は確認できないものの、電気代等、経費節減に限界がある実態を確認することができた。平成27年度の消費税率10%を見据え、中長期的な経営観点から、十分精査したうえで今後の収支計画を予見していくことが必須である。		

【減免状況】

項目	種別	減免根拠	減免割合(%)	件数(件)	金額(円)
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	100	370	3,192,250
	社会教育関係団体登録団体	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	50	353	3,287,300
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100	16	73,200
	社会教育関係団体登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	145	990,900
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100	35	37,200
	社会教育関係団体登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	53	165,950
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。			
	社会教育関係団体登録団体	無料開放のため、減免事例なし。			

【その他管理運営状況】※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目※主な項目のみ	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による施設保守に係る法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。	基本協定等に規定の内容のほか、項目を見直し、効果的な点検を実施することができている。
運営業務	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、登録団体を対象とした日程調整会議を実施した。	基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な予約環境を確保することができている。
自主事業	事業計画書等に基づき、斬新なアイデア、施設機能の活用を図る自主事業を実施する。	一部施設の開放時間延長等、施設の有効活用に取り組んだほか、新たにスポーツ教室や文化教室を開設した。	むくのきセンターでは、施設の設置目的を踏まえ、スポーツ事業だけでなく、文化事業を実施したことが特に評価できる。
職員の確保・育成	事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	接遇マニュアルを作成し、職員に徹底した。外部講師による接遇研修を実施した。	指定管理期間開始にあわせ、改めて接遇マニュアルを徹底し、職員を育成していることが評価できる。
利用者満足度調査等ニーズの把握	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置するほか、利用者懇談会を実施する。	平時より利用者から直接のヒアリングを行った。	利用団体から積極的にヒアリングしていることは評価できる。実施できていない利用者意見ボックスの設置、利用者懇談会の開催に取り組む必要がある。
情報公開・個人情報保護	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。	基本協定等に規定の内容を実施することができている。
危機管理	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。	教育委員会と協議のうえ、危機管理・災害対応マニュアルを策定した。	マニュアル策定に加え、広域避難場所としての機能を十分に発揮できるよう、継続的に教育委員会と調整していく必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【指定管理者の自己評価】※特記事項のみを記載しています。

<p>指定管理者の自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none">●各種団体等との協働により、文化活動や子育て関連等の活動のための積極的な施設利用を進め、社会教育拠点施設としての運営を進めることができた。●テニスコートやトレーニング室の利用時間を延長し、サービスを拡充することができた。●トレーニング室利用者のポイント制導入、文化事業等の実施により新規利用者獲得のための取り組みを進めることができた。●職員に対する接遇マニュアルの徹底、外部講師の研修により、職員の資質向上を図ることができた。●設備修繕のほか、危機管理・災害対応マニュアルを策定し、災害対応に係る取り組みを進めることができた。●委託内容の見直しにより、経費を節減することができた。●収支決算状況を踏まえ、中長期的な視点による運営の必要性を改めて認識することができた。●効率的な開館による節電等の経費縮減とサービス向上のバランスを検討していく必要がある。
<p>町施設所管課の評価</p>	<ul style="list-style-type: none">●管理業務の一環である法定点検等について、基本協定等の規定水準を上回る効率的な執行を実現することができている。●指定管理者の性格に関わらず、むくのきセンターにおいて新たに文化事業を実施するなど、施設の設置目的に叶う取り組みを進めることができている。精華町文化協会との連携による、今後のさらなる展開を期待したい。●自主事業や施設開放時間の延長により、前年度比利用団体及び利用者数が伸びていることから、ニーズの把握、適格なサービス提供を進めることができている。●危機管理・災害対応マニュアルを踏まえ、実践的な訓練等に着手する必要がある。●指定管理者の自助努力による収入増を評価する一方、支出の適性な執行について、随時モニタリングしていく必要がある。●中長期的な経営観点から、指定管理料を中心とする収入、消費税率の引き上げによる影響額、そしてサービス水準の維持・向上とがバランスよく描けるよう、検討を進めていく必要がある。